

6 新高地区 災害時避難所・一時避難場所について

(1) 災害時避難所

災害時避難所は、大きな災害によって住居等を失うなど、避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設のことをいいます。

災害時避難所	大阪市立 新高小学校
--------	------------

(2) 一時避難場所

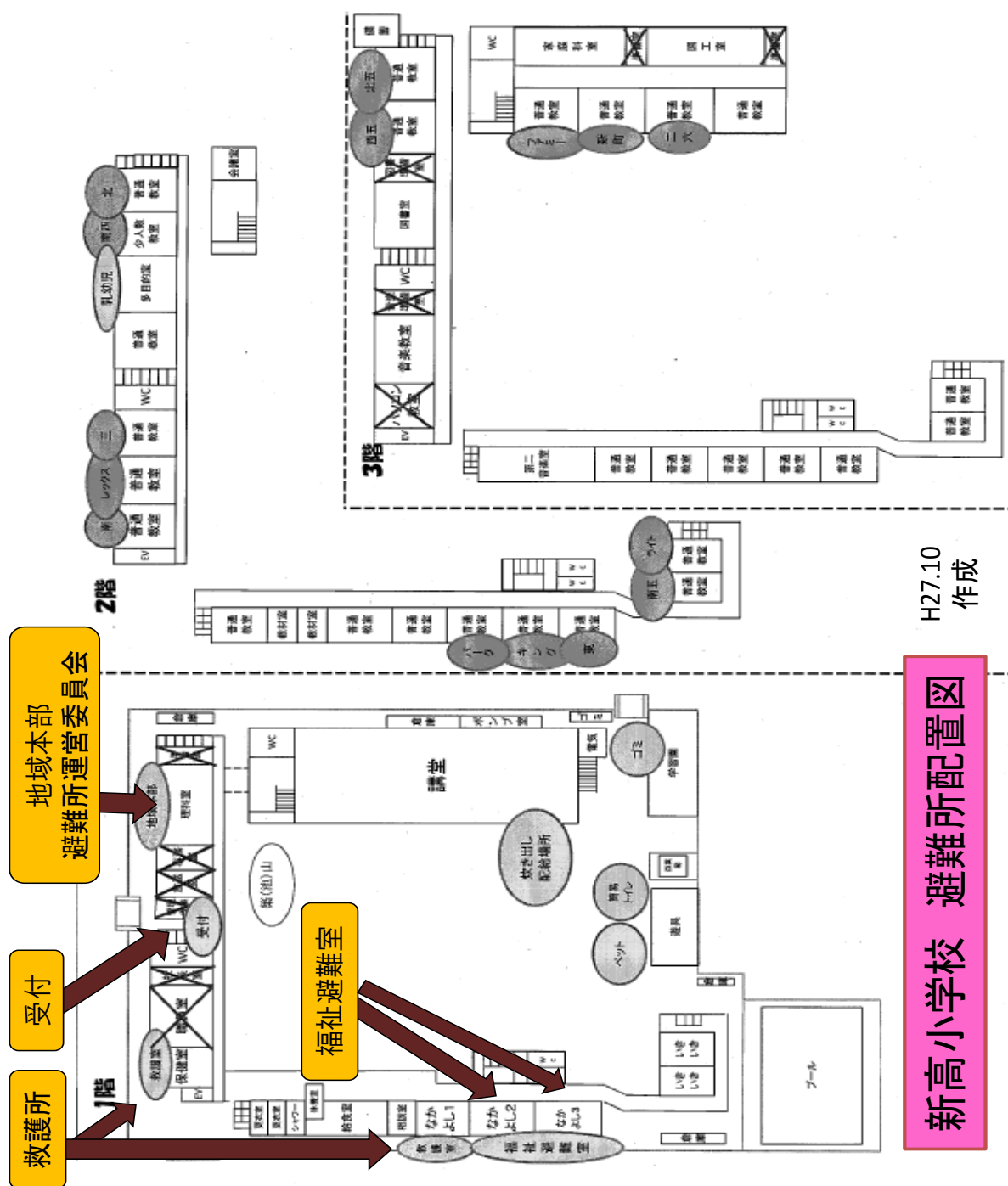
大規模な災害が発生すると、広範囲での火災や道路の寸断等で通行が困難になるなど、消防、警察等の救助活動に支障をきたし、負傷者の救出に間に合わない場合があります。

そのため、地域の皆さんがお互いに助け合い、安否確認、初期消火、救出、救護、避難誘導等を行い、被害を最小限に食い止め、お互いの安全を確認する一時避難場所に集合します

町会	一時避難場所
南	新高堀上児童遊園
レックスタウン新高	各館 駐車場
3	ガスト三国店 駐車場
南4	新高公園
北4	新高公園
パークスクエア 北大阪	マンション1階芝生付近
キングスクエア	新高中央公園
東5	新高中央公園
南5	新高小学校

町会	一時避難場所
ライトコート	集会所及び公開空地
西5	神慈秀明会 倉庫
新高ファミール	マンション内グラウンド
新町	神慈秀明会 倉庫
2・6	武田ハイム（新高 6-14-9）
	阪急神崎川駐車場（新高 6-5-16-19）
	太陽モータープール（新高 2-9-17）
	金子モータープール（新高 6-3-9）

7 災害時避難所の配置図



H27.10
作成

新高小学校 避難所配置図

避難所で必ず行うこと

- 1 家族の名前や住所を登録する。
- 2 介助や医療の必要な方、持病のある方は申し出る。
- 3 避難所運営委員会で定められたルールを守る。
(起床、就寝時間、ごみの分別、喫煙など)

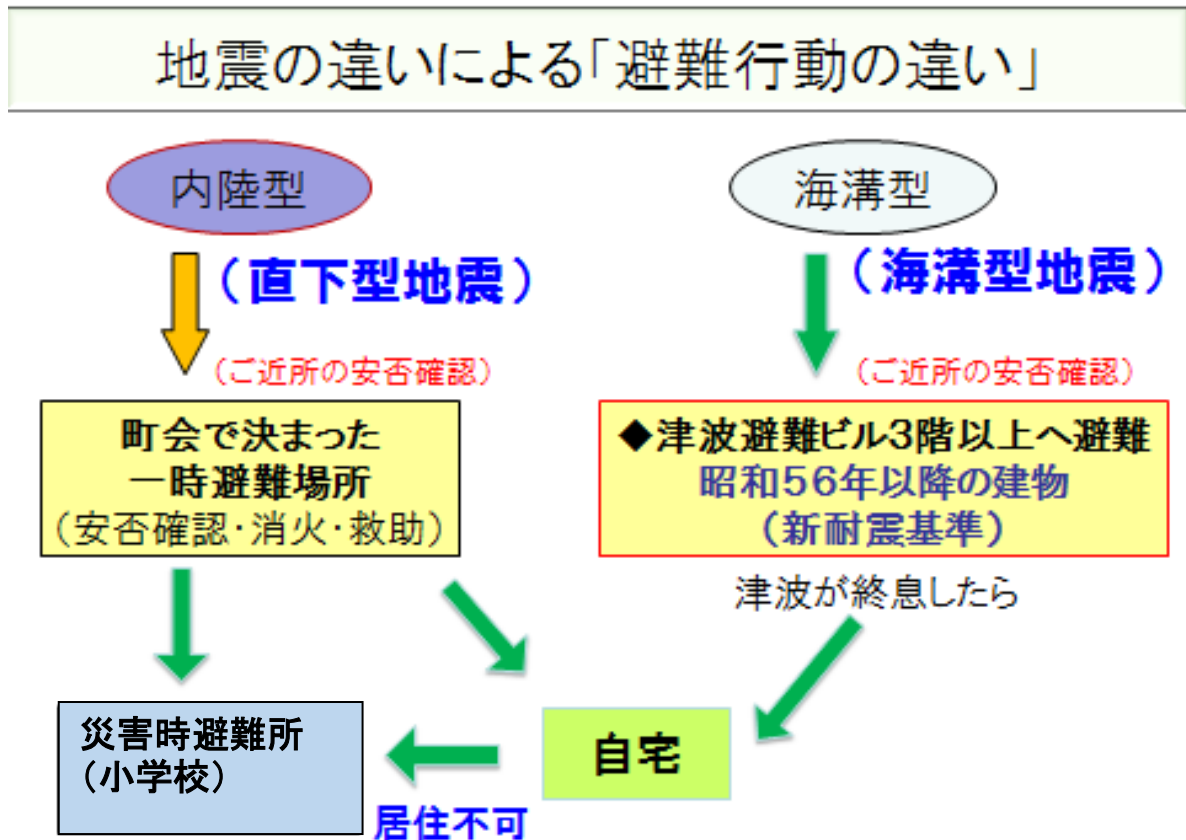
8 避難所における共通ルール

避難所運営委員会

- 1 この避難所は、避難者の生活再建の拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表、市担当者、施設管理者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日午後 4 時に定例の会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織として、総務、管理、食糧、救護、物資 の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
 - (2) 食料や物資の供給を必要とする在宅避難者も登録する必要があります。
- 5 職員室、保健室、調理室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋のほか、危険な部屋に避難できません。また、避難所では、定期的に居住スペースの移動を行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
 - (1) 食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - (2) 特別な配給を行う場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく行います。
 - (4) ミルク・おむつなど特別な要望は、避難所運営委員会で対応します。
- 7 消灯は、午後 10 時です。
 - (1) 廊下、通路は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
 - (2) 管理に必要な部屋は、安全確保のため点灯したままとします。
- 8 放送は、午後 8 時で終了します。
- 9 電話は、午前 8時から午後 8 時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送等により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします。私用電話は臨時仮設電話等を利用してください。
- 10 トイレの清掃は、午前 10 時、午後 4時に、避難者が交替で行うこととします。
 - (1) 清掃の時間は、放送を行います。
 - (2) トイレは、それぞれのトイレに掲示する注意事項に従って使用してください。
- 11 防犯のため、夜間のトイレ等の施設の使用には、付き添い人を求めてください。
- 12 施設内での飲酒・喫煙は、禁止します。
- 13 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- 14 犬・猫等のペットは避難所内の決められた場所で、他の避難者に迷惑がかからないように管理をおこなってください。（身体障害者補助犬法に規定される盲導犬等の補助犬は除きます。）
- 15 ごみは分別して指定された場所に出してください。
- 16 各種の伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 17 避難所の屋外に避難されている方も、同様に上記のルールを守ってください。

避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

9 地震の際の避難の流れ



◆ 直下型地震の避難

地震発生後、まずは自身の身の安全を守り、家族の安否確認、隣近所の安否確認を行い一時避難場所で安否確認を行い、火災の消火や救助が必要な場合は協力し、自宅が倒壊等で住めない場合は災害時避難所へ移動しましょう。

◆ 海溝型地震の避難

津波の可能性

地震発生後、まずは自身の身の安全を守り、家族の安否確認、隣近所の安否確認を行い、津波避難ビルの3階以上へ避難、津波警報等が解除になったら自宅の確認を行い、居住出来れば自宅避難、できなければ災害時避難所へ移動。

10 避難行動要支援者の支援

災害発生時には避難行動要支援者を安全な場所に誘導したり、避難場所での生活を支援する要援護者の家族、隣近所の人、地域の人、民生委員、ボランティアなどまわりの人が「支援者」として、避難行動要支援者に対し、災害時に迅速かつ確な対応を図るため、平時より避難行動要支援者支援体制の確保等について取り組むことが必要です。

(1) 避難行動要支援者の避難支援計画の具体化

避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努める。要援護者避難支援計画は本人に合った支援での進め方を行う。

ただし、支援者は、支援者自身と家族の安否確認を第一に行い、余力がある場合に要援護者支援に協力し、協力できない場合にも責任は問われない。

(2) 避難所における支援

災害時に避難所の教室・保健室等を活用して福祉避難室を設置し、避難者の中より支援協力者を募り皆で支援する。また、避難所内の段差の解消等を進める。

(3) 避難行動要支援者情報の更新

毎年1回は声かけ・見守り活動を通じて情報更新を行い災害に備える。

(4) 関係機関等との連携

災害で起こり得る被害を考え、日頃より関係機関等（区役所、消防署、警察署、社会福祉協議会）との連携方法等を定める。

支援する人	
1	
2	
3	
4	
5	

1 1 わが家の防災メモ

災害時避難所	
一時避難場所	
津波避難ビル	

緊急連絡先 (親類、知人等)	(〇〇さん)
-------------------	--------

家族の安否確認方法について

災害時は、携帯電話も一般電話も通話が制限されます。NTTの災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害伝言板を活用するなど、安否確認方法を決めておきましょう。

① 災害伝言ダイヤル

「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言を登録・再生できます。

【体験利用日】	毎月1日及び15日 00:00~24:00
	正月三が日 (1月1日 00:00~1月3日 24:00)
	防災週間 (8月30日 9:00~9月5日 17:00)
	防災とボランティア週間 (1月15日 9:00~1月21日 17:00)

② 携帯電話 災害伝言板

安否情報を登録すると、家族や友人が携帯電話番号やパソコンから確認できます。

12 避難者カード

新高地区 (町会)

《安否確認カード》

自宅・避難所

ふりがな ()	
お名前 :	
性別 血液: 男 女 型 (Rh + -)	
ご住所 :	
連絡先 :	
生年月日: T S H 年 月 日 歳	
一時避難場所: ()	
避難所: (新高小学校)	
世帯状況: 人世帯 (構成:)	
その他	

このカードは非常持ち出し品等の中に入れて災害時の安否確認に使用してください。